

令和 7 年 11 月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和 7 年 11 月 10 日（金）午前 9 時 30 分～

開催場所 旧橋本市民会館 1 階 ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1 番	石井 政英	○	2 番	田中 里美	○	3 番	平田 敬二	○
4 番	林 義文	○	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	×
7 番	窪田 裕	◎	8 番	藤田 和久	◎	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	○	11 番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	×			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（10 件）
 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（2 件）
 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（3 件）
 議案第 5 号 非農地証明願いについて（1 件）

報 告

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 （2 件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 7 年 11 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 7 番 窪田 裕 委員
議席番号 8 番 藤田 和久 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画 (案) の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 5 件、
報告案件は 1 件です。
議案第 1 号「農地利用集積促進計画 (案) の決定について」を議
題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 今回の申請は全て新規とのことですが、新規の中でも育成が多
いと思います。年齢層と大体でいいのでどんな方が新規で育成に
入ってきているのか把握していれば教えて下さい。

事務局 全くの新規就農の方は一人もいません。その中で若手の方を紹介
します。提出番号 5 番・山田地域 A さんは 20 代の花き農家で
す。提出番号 7 番・伏原地域 B さんは 30～40 代で新規就農とし
て活躍されています。提出番号 10 番・名倉地域 C さんは 40 代か
ら 50 代ですが農業者としてはまだまだ若手です。割合について
は把握していません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
ようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾するこ
とにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員 ●提出番号 1 番
●提出番号 1 番

高野口町伏原に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。取得後は畑として利用する計画です。譲受人に話を伺いましたが、何も問題はありません。

平田委員 ●提出番号 2 番

●提出番号 2 番

農地を確認しましたが非常に荒廃しています。農地として活用するには相当な労力と時間を要すると感じました。本人は現在リハビリ療養中ですが、みかんを植えて頑張っていくとのことで前向きです。何とか許可をいただきたいと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 2 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 3 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

廣田委員 ●提出番号 1 番

古川推進委員

●提出番号 1 番

申請人は、申請地の近隣にある神社を管理しています。参拝者が年々増加して、駐車スペースが足りないことから本申請に至りました。場所的には良好な農地ですが、現況は休耕となっており、第 3 種農地であることから転用は致し方ないと判断しました。

池田委員 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 3 号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 4 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

廣田委員 ●提出番号 1 番

古川推進委員

●提出番号 1 番

譲受人は京都市伏見区に居住する個人で橋本市に引っ越すため土地を探していたところ、高齢で維持管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまりました。木造２階建ての住宅を建設します。農地は休耕田ですが適正に管理されています。周辺には住宅も建ち第３種農地でもあり、致し方ないと判断しました。

米坂委員

●提出番号２番

譲渡人は西部小学校の法面で柿を耕作していましたが、和歌山市内から遠く、柿の出来もよくないことから橋本市に寄付することに決めたそうです。仕方がないと判断しました。

石井委員

●提出番号３番

●提出番号３番

息子と本人共有の１戸建住宅を建設します。登記地目、現況地目ともに畑です。くりが６本～７本植えてあります。現住居は進入路が狭く、住居内部の段差も多く高齢の貸人にとって負担が大きいため本申請に至りました。何も問題はありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第４号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員

異議なし

(議案第５号 非農地証明願について)

事務局

議案第５号について議案書を基に説明。

織田委員

●提出番号１番

●提出番号１番

この土地は昭和６２年に国道３７１号線の改良工事があり、そのために提供した土地の残地(505.18㎡)であり、その頃から耕作不能となりました。現在は駐車場の入口として舗装もせずに砂利が入れてあります。現況地目は宅地です。そのため農地としての復元は著しく困難であり、非農地証明書の発行は問題ないと思います。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第５号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員

異議なし

(報告第１号 農地法第１８条第６項の規定により通知書の受理について)

事務局

報告第１号について議案書を基に説明。

議長

本日もご出席の皆様から提案事項等がございましたらよろしく

お願いいたします。

石井委員 議案第 1 号農用地利用集積等促進計画（案）決定についての 2 番の案件について、利用権を設定している父親はすでに亡くなっていますが相続されていません。息子も亡くなっています。今回、利用権を設定されている母親もかなりご高齢で他 1 名の娘も高齢です。相続については 3 年以内に手続きしないと罰則があると聞いていますがいかがでしょうか。

事務局 当該案件につきましては、土地登記簿上の所有者がすでに亡くなっています。今回申請されたのが母親と娘の 2 名ですが相続登記を行っておらず、相続人の過半を超える申請者によって契約を完遂しています。しかし、相続で不動産を取得した場合は相続を知った日から 3 年以内に登記を行う必要があります、違反すると過料が課せられる可能性があります。

議長 皆さまに色々のご相談いただいたことは地元へ帰られて適切に相談に乗っていただけたらと思います。

閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和 7 年 11 月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
----------	--------	-------	---

	署名委員	窪田 裕	印
--	------	------	---

	署名委員	藤田 和久	印
--	------	-------	---